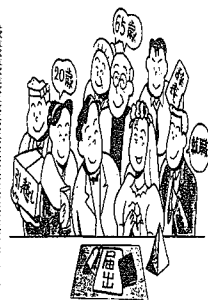


こ ん な と き	必 要 な も の
20歳になった（厚生年金・共済組合加入者除く）	印鑑
国民年金加入者が厚生年金等に加入した （扶養している配偶者がいる場合第3号届出を）	印鑑、本人・配偶者の年金手帳 健康保険証
厚生年金・共済組合の加入をやめた （扶養している配偶者がいる場合はその届出も）	印鑑、本人・配偶者の年金手帳 離職証明書
付加保険料（月額400円）を希望する	印鑑、年金手帳
任意加入する、やめる	印鑑、年金手帳
住所・氏名が変わった（住民票の届出と共に）	印鑑、年金手帳
年金受給者で誕生日が来た	年金受給権者現況届に証明印を
〃 で住所を変えた	年金受給権者住所変更届を
〃 で年金受け取り先を変えた	年金受給権者支払機関変更届を
〃 で年金証書をなくした	年金証書再交付申請を
〃 が死亡した	年金受給権者死亡届を

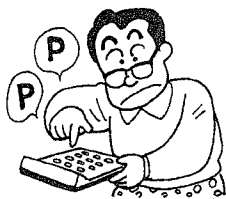
届出をしましょう！



こんなとき忘れずに

- 手続きに必要なもの
- ① 預金通帳
 - ② 届出印
 - ③ 保険料納付書
- これらをお持ちになり、金融機関窓口にある「口座振替依頼書」に必要な事項を記入して手続きしてください。

保険料納付は便利な
口座振替で
便利な口座振替ですと、毎月あなたの指定口座から自動的に引き落とされますので、納付のためにそのつど、金融機関まで出向く手間が省けますし、納め忘れもなく安心です。



保険料の**前納制度**を
「ご存じですか？」
保険料を一年分、または一定期間分まとめて前納しますと、毎月、毎月納める手間が省けますし割引きにもなります。くわしくは、国民年金窓口へどうぞ。

◇ ところ

新津商工会議所

◇ とき
毎月二回、厚生年金相談会を開催しておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。
毎月2日と18日
午前10時～午後3時
（2日・18日の場合は翌週の日曜日になります）

年金相談会のご案内



国民年金に関する

届出・お問い合わせは

国民年金係



より充実した年金を受けるために

国民年金基金制度

「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金（公務員等の場合は退職共済年金）」の2階建となっているサラリーマンとのバランスを考え、自営業などの第1号被保険者がゆとりをもって老後を暮らせるように、老齢基礎年金に上乘せられた年金を受けとることができる国民年金基金制度があります。



◇ 種 類 地域型と職能型があります

地域型国民年金基金

各都道府県ごとに1つ設立されており同じ都道府県内に住む第1号被保険者が加入します

職能型国民年金基金

全国に1つ設立して、同種の事業に従事する第1号被保険者が加入します

◇ 加入できる人

※国民年金第1号被保険者で、20歳以上60歳未満の人

※国民年金の保険料免除者でないこと

※農業者年金の加入者でないこと

◇ 給 付

基本給付、ボーナス給付などがあり、加入するとき年金の型や加入口数を自らの将来設計に合わせ選択します。

◇ 掛 金

選択した年金の型と口数、加入するときの年齢に応じて決まります。

なお、国民年金基金の掛金は国民年金保険料同様、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

※国民年金基金についてのお問い合わせは

新潟県国民年金基金

☎ 025-245-9345

市役所市民課国民年金係へ

電話 24-2111（内線116 / 117）